

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その２）

招集年月日時刻及び場所

平成17年7月27日（水） 午後1時00分

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

委員 石坂千穂

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

開会時刻 午後 1 時00分

小林委員長 ただいまから県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、百条調査権に基づく記録の提出要求の決定であります。本日、石坂委員は所用のため欠席する旨の届出がありましたので報告をいたします。

これより本委員会に付託された調査事件について、調査を行います。最初に百条調査権に基づく記録の提出要求について、各会派から記録の要求がありましたので、書記に配付させます。

(書記 資料配付)

それでは会派等から提出先等を補足して説明を願います。

小池委員 お手元にお配りした資料の最初のページでございますが、おはなしばけっと号の購入に関しての資料でございます。1番といたしまして、請負業者との契約に関する資料。それから2番、これに関連して県職員の行動に関する旅行命令票、復命書等の資料。3番、これに関連して県内部で作成した経過記録等でございます。提出を求める先は、教育委員会にあるかと思えます。

倉田委員 県民クラブ・公明では、私と柳田委員がそれぞれ出しておりますので、私の提出部分を読み上げさせていただきます。

1つとして、田中知事の当選時からの旅行命令票。2つとして、経営戦略局長の情報政策課長時からの旅行命令票。3つとして、大人特捜部として田中知事からメンバー公式アドレスに転送された電磁文書一式。4つとして、知事後援会の設置からの収支報告書。次に、知事選挙時の田中候補への寄附一覧(選管提出のものとそのほかにあればそれも含めた全部)。次に、県職員並びに脱ダム宣言以降の審議会委員と飲食をともにした会食で、知事後援会支払いのすべての会議に出席した人、日時、場所、会議内容。そして上記の知事後援会の会計処理証拠関連一式。次に、知事後援会の設立からの役員名簿一式と収支報告・帳簿等関連証拠一式。次に、住民基本台帳調査関連審査の中で総務委員会から資料提出を求められ提出した資料と同じ内容の記録、もし誤りがあれば正しいもの。次に、経営戦略局設置以降、2005年7月27日までの経営戦略局でのすべての実施会議議事録と決定事項、会議出席者名。次に、2004年2月県議会終了時から、2005年7月27日までの今回の百条委員会調査内容、調査にかかわる事項に関係した経営戦略局長が出席した会議の議事録、田中知事が出席した会議の議事録一式と各部局への通達内容、口頭のものを含め一式。次に、上記期間の経営戦略局から指示をし、通達したすべての文書と通達先を提示いただきたい。

それから、総務警察委員会における集中審議にかかわる資料、それから商工生活環境委

員会における関係資料。さらに総務警察委員会及び商工生活環境委員会における理事者側の答弁内容を提出願いたい。提出を求めるのは、知事関係は県の知事部局。それから知事後援会関係については、知事後援会へお願いをいたします。

柳田委員 県民クラブ・公明で引き続きお願いをしたいと思います。

県及び下水道公社から元知事後援会幹部に手渡された資料一式。元知事後援会幹部から県及び下水道公社に手渡された資料一式。県が「公文書破棄」について内部調査を行った報告書及び報告書作成のために使用した資料一式。県が「公文書破棄」について内部調査のためにコンタクトをとった人物一覧。下水道改革のために内部検討を行った際のすべての記録。平成14年度4月から平成17年3月までの土木部下水道課及び生活環境部生活排水対策室職員の一覧及びその職員の直前の役職と現在までの役職の変遷一覧。平成15年4月23日長野市内で行われたとされている知事後援会幹部出席の会合の予約台帳及び伝票。平成15年9月22日～24日にホテルナガノアベニューで行われたとする知事出席の会合の予約台帳及び伝票。平成14年4月～平成16年3月までの長野市内ホテルにおける知事後援会名もしくは田中知事名で予約されたホテルの当該会議・宿泊の予約台帳・宿泊台帳及び伝票。平成17年2月14日総務警察委員会における元下水道課長の証言にある、経営戦略局元参事から指摘を受け文書を消そうとしたフロッピー。関係する県職員の平成15年10月及び平成17年2月・3月の個人使用の手帳の写し、また平成15年及び平成17年の個人手帳の実物。平成15年7月に知事後援会幹部と名乗り業務課に電話を入れた事実に関して、情報公開された資料と当該事項に関するすべての書類でございます。最後に、情報公開請求書の写しが知事に手渡される内規について関係する書類一式。以上を要求させていただきます。

木下委員 緑のフォーラムについて、報告をいたします。服部委員と木下とで共同でつくりましたので、統一したものを申し上げます。

1番といたしましては、総務委員会へ提出した下記1～57までの文書。委員会へ提出された各資料でございます。改めて百条委員会として提出を求めたいと思います。2番といたしまして、平成15年10月6日に提出された「公文書公開請求書」の写し。3番といたしまして、流域下水道維持管理業務に関する次の文書。下水道公社が発注する「下水道維持管理業務」の平成15年度から平成17年度までの各年度の入札参加資格要件。県内の下水道事業者名簿。平成15年度から平成17年度までの年度ごとに の要件を満たす県内事業者名簿。平成17年2月の入札に際し、事前審査をクリアしたJV名簿。このJVを組んだ各企業の所在地を記入したものを願いたい。4といたしまして、平成15年4月25日発表「公共工事入札等適正化委員会中間取りまとめ」の全文。5、平成12年度から平成17年度までの各年度別委託施設別の入札経過書。6、平成15年4月23日、「ホテル信濃路」

で実施した、後援会幹部、公社職員、下水道課長等が出席した懇談会の目的、出席者、経費総額及びその支払方法。7、下水道委託業務の入札において、諏訪事務所の委託業務を溶解と水処理の業務に分離した理由を記した文書。8、平成16年の下水道委託業務を半年分の発注にすることに對し断られた際の、抗議文書及び半年を依頼した文書。9、住基ネット実験の契約に関する一連の書類。提出先は、いずれも県の知事部局でお願いしたいと思います。

高見澤委員 それでは清水洋委員とともに作成いたしました、私の代表の名前になっていますが、あらかじめお願いいたします。

要求先は財団法人長野県下水道公社。平成16年度及び平成17年度の下水道処理施設運営管理業務委託について、一般競争入札公告した際の「2 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項」に関する各申請者の一切の書類。平成16年度及び平成17年度の下水道処理施設運営管理業務委託について、一般競争入札公告した際の「3 一般競争入札参加資格等の確認手続」に関する各申請者の一切の書類。平成16年度及び17年度の下水道処理施設運営管理業務委託の一般競争入札に對し、各入札申請書受付時にヒアリングをした一切の記録。平成16年度及び17年度の下水道処理施設運営管理業務委託の一般競争入札に對し、申請書の確認結果を書面により各申請者に通知した一切の書類。平成16年3月8日付(15下第217号)長野県土木部長が財団法人長野県下水道公社理事長あてに送付した、「平成16年度流域下水道に係る下水道処理施設運営管理業務委託の入札取りやめについて(通知)」の、県からの指示書並びに協議議事録等一切の記録文書。続きまして、平成16年3月8日付(15下第217号)長野県土木部長が財団法人長野県下水道公社理事長あてに送付した、「平成16年度流域下水道に係る下水道処理施設運営管理業務委託の入札取りやめについて(通知)」の、2の理由の最後に、「また、本店が県内とした地域要件に関して疑義が生じ、検討の必要があります。」とあるが、検討した一切の記録文書、及び経営戦略局・生活排水対策室からの指示書並びに協議議事録等一切の記録文書。次に、平成16年度流域下水道に係る下水道処理施設運営業務委託の入札が中止後、前年と同じ業者と随意契約とした際の契約の条件にかかわる一切の記録文書。平成17年度の入札方式・契約・入札参加条件等に関して計画変更された際の、経営戦略局・生活排水対策室からの指示書並びに協議議事録等一切の記録文書。平成14年度以降の県から下水道公社に指示された一切の関係記録文書。平成13年度から平成16年度までの下水道処理施設運営管理業務委託について、一般競争入札公告文書。平成13年度から平成17年度までの下水道処理施設運営管理業務委託契約後の各契約業者からの「下請願い書」に関する文書。平成13年度から平成17年度までの下水道処理施設運営管理業務委託契約後の、各契約企業の技術者の実態(下請業者も含む)に関

する一切の文書。以上が財団法人長野県下水道公社に要求するものであります。

次に生活排水対策室に、元知事後援会幹部が関係している法人が雇用している、平成13年度～平成17年度までの下水道処理施設運転業務に係る技術者の一覧表、及び経営事項審査事項書類。以上を要求いたします。

毛利委員 共産党県議団では、石坂委員と私で委員を務めさせていただいておりますが、2人の共同で要望するというものであります。

一つは、県の下水道管理運営委託業務に関する入札制度改定の経過と、従前入札制度との比較、落札率、落札額、受注業者の推移（最近10年間）のわかる資料一式。もう1点は、住基ネット侵入実験の経過、手続き、財政処理に関する書類一式、及び県の財務規則ということで、2点でございます。提出を希望する先は、県の担当部局ということでお願いいたします。

竹内委員 まず下水道の「働き掛け」に関連いたしまして、「下水道公社改革の方向」、これは平成14年12月25日に出されたと思うが、その文書。それから公社改革の方向により、平成15年1月～2月ごろにかけて下水道公社及び県が行った、市町村の広域管理下水道処理場の維持管理業務等について、関係市町村へ県内業者への発注を働き掛けたときの経過と内容を示すすべての文書・資料。それから県下水道公社の入札制度改革等について、県から公社に出された通知、文書、資料、メモのすべて。これは、県からの文書は部や課がまたがるために、公社側が受け取っていることということを前提に、これは公社に提出を求めたいと思います。それから平成15年4月17日に元知事後援会幹部と県職員が行った「下水道問題点打ち合わせ会議」で、知事後援会幹部が提出した「下水道事業についてのポイント」（16日付）の文書。それから平成15年5月20日に「下水道あり方検討委員会」についての政策チーム企画員と下水道課長との打ち合わせの記録。既に総務委員会へ提出済みのものですけれども、氏名等を消さないものを提出いただきたい。次に、維持管理業者への下請状況の確認のため、平成15年度及び16年度の4流域下水道処理場の下請業者と割合のわかる資料をお願いしたい。以上、一番上の項目が県、2番目が県と公社、3番目が先ほど言いましたように公社、4番目がこれは県、そのあとについて県、最後については県と公社ということでお願いをしたいと思います。

次に、ホテルでの人事や県職幹部との懇親会の費用負担等について、問題となっている平成15年度と16年度の、知事後援会の経理の記録（金銭出納帳等）ということで、これは第100条における当該普通地方公共団体の区域内の団体等に照会または記録の提出を求められることができるという調査権の対象として要求をしたいというふうに思います。

下村委員 下水道公社及び県の担当部局へ記録の請求をいたします。下水道事業入札に関

する「入札要項」一式。入札にかかわる資格要件。平成15・16年度下水道維持管理に関する契約内容、契約までの経過。平成17年度下水道維持管理委託入札にかかわる公告の内容。資格に適合している県内業者名簿。JV編成の協定書。入札経過書類。当該下水道事業入札について、計画より落札までの段階ごとの時系列により経過のわかる日程一覧表。以上であります。

鈴木委員 まず第1点として、平成17年度流域下水道運転管理業務委託入札関係として、(1)入札方法及び入札参加資格要件、これは総務委員会に提出済みであります。(2)平成16年度の入札方法・入札参加資格要件を変更した事項及び変更理由。(3)入札方法及び入札参加資格要件の決定の経過。(4)入札公告。(5)請負業者選定調書。(6)入札経過書。(7)委託契約書、これは入札業者に関しては総務委員会提出済みであります。(8)として、知事及び経営戦略局から指示のあった事項(文書及びメモ等)であります。(9)知事後援会幹部から本入札に関し働き掛けのあった事項(文書及びメモ等)。

第2点として、平成16年度流域下水道運転管理業務委託入札関係についてであります。(1)入札方法及び入札参加資格要件。これは総務委員会に提出済みであります。(2)平成15年度の入札方法・入札参加資格要件を変更した事項及び変更理由。(3)入札方法及び入札参加資格要件の決定の経過。(4)入札公告。(5)請負業者選定調書。(6)入札中止の経過及び中止理由。(7)入札中止後の経過。(8)委託契約書、これは入札業者に関しては提出済みであります。(9)知事及び経営戦略局から指示のあった事項(文書及びメモ等)。(10)知事後援会幹部から本入札に関し働き掛けのあった事項(文書及びメモ等)であります。

次に3点として、平成12年～15年度流域下水道運転管理業務委託入札関係。(1)請負業者選定調書。(2)入札経過書、入札業者に関しては提出済みであります。(3)知事及び経営戦略局から指示のあった事項(文書及びメモ等)。(4)知事後援会幹部から本入札に関し働き掛けのあった事項(文書及びメモ等)。

4点として、下水道関係の公文書不存在関係であります。(1)平成15年4月16日知事後援会幹部との会議記録。下水道公社の作成分、これは提出済み。(2)として平成15年4月17日知事後援会幹部との会議記録。下水道課の作成で、これも提出済み。(3)平成15年4月23日知事後援会幹部との会議記録。下水道課の作成で、これも提出済み。(4)平成15年5月20日知事後援会幹部との会議記録。下水道課の作成で済み。(5)平成15年10月6日知事後援会幹部の働き掛け関係の公文書公開請求書。(6)平成15年10月9日下水道課長が出した知事へのメール。(7)平成15年10月17日の人事異動(下水道課：当時の課長補佐)の経過及び理由。(8)知事及び経営戦略局から指示のあった事項(文書及びメモ等)。(9)

として、知事後援会幹部から本情報公開に関し要請等のあった事項（文書及びメモ等）であります。

5点として、現知事が就任した以降、下水道関係業務について指示した事項。下水道関係業務（下水道公社に関係する事項も含む）について知事が出した方針・指示した事項（文書及びメモ等）。最後に下水道あり方検討委員会の会議録一式、以上であります。なお、提出請求先は、県及び下水道公社であります。

林委員 特に下水道の働き掛けに関して、過去5年間の流域下水道運転管理委託業務入札状況。特に指名業者名、落札業者名、落札率などをお願いしたいと思います。2つ目に、流域下水道事業の運転管理業務入札方法見直しの経緯に関する資料。これは県の土木部下水道課もしくは財団法人長野県下水道公社をお願いしたいと思います。次に、知事後援会の会計運用状況に関する資料。それから住基ネット事業の国における推進と、市町村の採択の経緯に関する資料。また総務委員会での審議経過の中でいくつか疑問がありましたので、地方公務員の守秘義務規定についてと、県の財務規則について、これは県の関係部局をお願いしたいと思います。

小林委員長 ただいま、それぞれ発表をしていただいたわけですが、特に補足してお話することがございますか。

木下委員 調査項目の1と2を中心に資料を要請しておりますので、3、4については、今後、調査の進行にあわせてやりたいと思いますので、念のために申し上げます。

鈴木委員 各会派から記録請求があったのが大分重複している事項がありますね。それについては統一した資料ということでよろしいですね。整理していただいております。

小林委員長 その件について申し上げたかったわけですが、今お話のように重複した部分、そしてまた文書そのものにも誤字や脱落部分等ございますので、それを正副委員長の方で精査をさせていただきます、そして記録要求に付してまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

さよう決定させていただきます。

毛利委員 異議なしというか、そのことについて諮られたというふうに思っておりませんでしたので、ちょっと意見というか。最初に自由民主党県議団の小池委員から出された、おはなしぱけっと号の購入に関しての記録の提出要求がございましたけれども、全体的には、そもそも百条委員会を設置するに当たって、何の目的で設置するのかということで、4点にわたる事項が議会で議決されておりました。そういうことで言いますと、下水道に

かかわる働き掛けの関係、それから知事部局で後援会からお金を出してもらって、ホテルの使用料など出してもらった関係、それから住基ネットに関する関係ということでしたので、ちょっとこの部分については不適切ではないかと思っておりますので、問題提起させていただきたいというのが1点。

あと県民クラブ・公明から出されております提出記録要求の中で、下から3番目の個人使用の手帳の写し、または個人手帳の実物ということでありましたけれども、これは個人が私的なものに使ったものに対して開示を求めるということで、越権に当たらないかなというふうに思いますので、これもいかがなものかと思ひまして。全部請求するのは、私は不適切ではないかと思ひます。

小林委員長 わかりました。今お諮りした結果だったわけですが、あえて今御質問がございましたので、私の方からお答えを申し上げますが。最初の1点に対しては、おはなしぱけっと号ですね。その件については、請求本人は知事後援会との関係が知りたい部分ということで、調査案件から漏れていないという正副委員長の判断でございます。ですから内容等はこれから、記録が出た上でどう関連してくるかは、これはわからない話ではありますが、そういう意味の要求というふうに私ども正副委員長で考えておりますので、この件はさよう御承知おきをいただきたいと思ひます。調査案件の第3項目に関連をされると思われるということでございます。内容はこれから聞いてみなければわからないということでございます。

2点目の質問に対しましては、何かございますか。

柳田委員 それぞれ出ていらっしゃるお名前の皆さん、かなり時期を限定させていただきました。平成15年10月、これは実際に元経営戦略局参事の証言によって、文書が破棄、毀棄というふうに表現してもいいと思ひますけれども、された月でございます。この時期に関係の皆さんがどういう行動をされていたのかについては、極めてこの公文書の毀棄に関して、これは犯罪行為であると、違法行為であるというものに関して、触れる可能性が極めて高い。そういった時期のものでありますので、この時期に関してはぜひともお願いをさせていただきたいと思っておりますし、平成17年2月、3月につきましては、本年の総務委員会の集中審議において、証言をされている方が二転三転、証言の内容が変わっています。そういう意味では、この時期に関係の皆さんがどういった行動をとっていたのかに関しては、大変重要な記録だと思っております。

また、これについて、個人情報ということの御指摘もあろうかと思ひますけれども、個人情報という枠が入ってくると、ほかにも提出を求められない資料というのは数々あるわけでございます。そういった意味においては、この文書毀棄にかかわる重要な時期である

というふうに思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

また手帳の写しでありますけれども、その写しが実物であるかどうかに関して、現物を平成15年度と16年度の手帳を見るという形で、例えばその際に手が加えられているかいないかということも含めて、確認しなければいけないと思っておりますので、現物も一緒に御提示をいただきたいと思っております。実際に現物と写しというふうになっておりまして、私どもが確認をさせていただくのは、実物と同じものであるということが確認をされて、それをもって実際には写しを手元に資料としていただきたいという形でございます。つきまして、私的なものに関して、個人使用ではございますけれども、例えばそのすべての職員のものをお願いしているわけではなくて、ごく限定された方々の限定された時期であるということで、皆さんの御理解をいただきたいというふうに思います。

毛利委員 前段の方は広義に捉えてという御判断であれば、私の意見ですので、全体に諮っていただいた結果としてそれでいいということになれば、仕方がないというか、それで決裁していただくしかしょうがないというふうに思います。

今、柳田委員の方から御説明のありました件で、私はちょっとあれというふうに思ったのは、個人情報ということ以前の問題として、市民の日常の生活権というか、そういう範疇の中でいかななものかというふうに思ったわけでありまして。例えば私が今、議員手帳とかそういうような格好で持っていて、それに個人で必要なことも含めいろいろ書いてあるということの中で、それをその現物とその写しも一切全部見せるというのは、毀棄罪とかという以前の問題として、憲法で保障されている最も基本的な個人の自由や、それからいわゆる市民的な市民権ということですよ。ということから見て、いかななものかというふうに思いますけれども。

例えば逆に自分たちの身に振り返って、議員をしているからというので、その自分たちが持っている何らかのこのメモ帳から含めて何かを、必要だからということですからすべて出せということについてはいかなものかなと。そういうふうにも思いますので、適切さを欠くのではないかなというふうに思っているんですが、全体の御意見の中でそれは諮っていただければいいこととありますけれども、私としてはいかなものかというふうに思います。

高見澤委員 私は柳田清二委員の提出を希望する記録の一部として、当然かという支持をする意味で発言したいと思っておりますけれども、私もいろいろ調査をさせていただいている段階の中で、今ここに挙げられている皆さん方、特にこの時期については、一番不可解な状況が多く見えるものでございます。したがって、その方々のこの部分についてだけでございますので、あえて皆さん方の御承諾をいただいて、この分はやっぱりどうしても見させていただかなければならない部分があるのではないかなと。私はそういった面では、柳田

委員のこの提出記録については、やはり提出いただくように支持したいと思います。

林委員 私は毛利委員の言われた点が最も妥当だと思っています。というのは、私ももちろん手帳を持っているんですけども、いろいろな相手の名前、私的な問題、いっぱい書いてあります。だから今度出される記録は全部公開されるわけでありますから、そういう点については当然限定されるべきだというように思うわけです。あえて出すというならば、そうした今度の百条委員会に関係のない県民の名前がもしあるとしたら、それは全部公開の対象にすべきではないというふうに思うわけでありますから。この個人的な手帳まで公開することはやるべきではないと思います。

小林委員長 ほかに御意見ございますか。それでは、ただいまの意見につきまして、私の見解を申し上げますが。毛利委員、それから林委員のおっしゃる意味も十分理解できますが。そこで、本調査に必要な部分というようなこともつけ加えながら、微妙なところでもありますので、私も法的な解釈はまだ勉強不足でわかりませんので、そこらの点も配慮しながら記録要求をしてみたいと思っています。はっきりここでどの部分というのは申し上げられませんが、ただいまの御意見も考慮しながら、正副委員長で、若干計らいにつきまして流動的な部分もございそうですが、あと決定してみたいと思いますがいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

林委員 今度の調査に関係のない部分があったら、それはきちんと黒字で塗るなり、伏せる中での公開ということになると思うんですが、そこら辺は厳正にひとつ対応をお願いしたいというふうに思います。

小林委員長 それでは、ただいまの件については採決をとりませんが、正副委員長、再三申し上げておりますように、公正、公平、正確をモットーにしておりますので、その辺につきましては、プライバシー、個人情報等についての配慮は十分いたした中で記録要求の答えとさせていただきたいとこんなふうに思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、ただいま各党派から要求がありました記録について、知事等に対して、8月3日水曜日までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

御異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

次に、委員会運営に関する留意事項につきまして、5点にわたって私から提案を申し上げたいと存じます。

第1点目は、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音についてであります。委員会における証人尋問は、原則的に公開とされており、報道等の撮影及び録音は自由となります。し

かしながら、証人の人権保障及び証言環境の確保等の観点から、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について意見の申し出が想定されるところであります。

私といたしましては、証人から意見の申し出があった場合、その意向に沿えるかどうか、委員会に諮って決定したいと考えておりますが、場合によりましては、報道の皆様にも特段の御配慮をお願いし、証言環境の確保に当たってまいりたいと考えております。以上が第1点目であります。

2点目は、証人補助者の出席であります。委員会における証言を十分かつ正確なものとするため、証人から弁護士等の補助者の出席の申し出が想定されるところであります。お手元に配付した「証人の補助者について(案)」をごらん願います。

私といたしましては、証人から申し出があった場合は、案でお示しした10項目の条件を付して原則許可したいと思っておりますが、正式には、その都度、委員会に諮って決定してまいりたいと考えております。

第3点目は、証人のメモ等の持参についてであります。証言は、記憶に基づいて行うことを原則としておりますので、資料等の持参は認められないとされておりますが、証人から証言を行うに当たり調査項目に関する証人の記憶の整理のためメモ等を参考にしたいとの申し出が想定されるところであります。

私としましては、証人から申し出があった都度、委員会に諮って決定したいと考えております。

4点目は、記録提出期限の延長についてであります。関係人は期限までに議長に対して、記録を提出する義務を負いますが、記録の内容、あるいはその量、あるいは関係人の都合等により期限までに提出できないことも想定されます。

私といたしましては、関係人から正当な理由により提出期限の延長の申し出があった場合は、委員会に諮って決定していききたいと考えております。

最後の5点目ではありますが、宣誓書の署名捺印についてであります。原則はこの場で署名捺印することといたしますが、証人は極度の緊張感の中で、宣誓及び尋問に答えなければなりません。

そこで、私といたしましては、少しでも証人の負担を軽くすべく、宣誓書の署名捺印については、控え室であらかじめ済ませておく場合もあろうかと思っております。この点につきましても御了承願います。

以上、5点について、私から提案申し上げましたが、御意見等ございましたらお聞きしたいと存じます。

(「なし」という声あり)

よろしゅうございますか。御異議なしと認め、今後そのように進めてまいりますので、委員各位の御協力をお願い申し上げます。

次回の委員会は、8月9日(火)午後1時30分から協議会を開催したのちに引き続き開催することとし、証人出頭要求についてを議題といたします。

予定した協議事項は以上であります。この際、御発言がございますか。

(「なし」という声あり)

御発言がありませんので、以上をもちまして委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

閉会時刻 午後1時47分